「無過失補償制度」詳しく知りたい

出産時の事故 金銭で補償

医療制度Q&A

【質問】 子どもを産みたいのですが、出産時の事故が心配です。「無過失補償制度」という制度の創設が検討されているそうですが、詳しく教えてください。

（28歳・主婦）

【回答】 無過失補償制度とは、出産時の医療事故で新生児が脳性まひになった場合に、医師の過失の有無にかかわらず、患者さんに金銭補償を行う制度のことです。日本医師会が提案し、厚生労働省が導入の方向で検討しています。

最高裁によると、医療訴訟の件数は一九九四年から十年間で約二倍に増えており、二〇〇五年の産婦人科関連の民事訴訟は、内科、外科に次いで多くなっています。中でも新生児の脳性まひは出産五百件に一件の割合で発生し、新生児の脳性まひの一定割合は産婦人科医に過失や責任がなくても起こるとされています。

一般に医療訴訟には長期間を要し、医師の責任を立証することは難しいとされています。特に新生児の脳性まひの場合はこの傾向が強く、医師が無過失と判断されれば、家族には介護費用など過大な負担が掛かります。

無過失補償制度は、家族が裁判をすることなく速やかに補償を受けることができる制度です。

日本医師会の提案は、生後五年までは一時金として二千万円を、六年目以降は介護料の補償を年金方式で行います。また、十八歳以降は介護料に加えて、逸失利益（男女全年齢平均年収の80％）を補償するというものです。財源として年間六十億円を予定しています。

最大の難関は財源の確保です。日本医師会は医師の負担と国民の税金に求めていますが、厚労省は税金の投入に難色を示しています。

無過失補償制度を導入することにより、将来出産を希望する女性が安心して子どもを産める環境がつくられます。無過失・無責の産婦人科医から、時間的、精神的な負担を取り除き、産婦人科医が安心してお産に取り組める医療環境ができます。ひいては、産婦人科医の不足や少子化の有効な対策となるでしょう。

厚労省が導入に向け検討

一方、無過失補償制度が医師の過失の有無を問わないとはいっても、原因究明をおろそかにすべきではありません。再発防止につなげるために、原因を調査する第三者機関の設置が必要です。

新生児の脳性まひは、国民にとって人ごとではない問題です。無過失補償制度は税金投入にふさわしい制度であり、ぜひ実現すべきだと医師会は考えています。

（県医師会）